

全国牛群検定推進会議の書面決議

乳量計の承認など判定基準が明確なものについては、書面決議を可能とし迅速な手続きを行うものとする。

1 書面決議が可能な案件

①乳量計の国内承認

②その他、判定基準が予め明確にされている案件

等

2 書面決議の方法

推進会議の委員に、書面決議を要する案件内容を書面により送付する。

全員一致により、推進会議の決議と同等とする。

(平成25年3月26日 全国牛群検定推進会議)